平成２９年（フ）第９号
兵庫県宍粟市一宮町東河内788番地１
債務者　ひらめきこと　橋本　昭二
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　裕史
４　破産債権の届出期間　平成29年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１３２号
神戸市中央区山本通４丁目２番13号　ニュー神戸マンション３Ｄ
債務者　岡田真記子
１　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北江　康親
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６号
三重県三重郡川越町大字豊田24番地１　ライトハウス　202、前住所三重県員弁郡東員町大字大木1686番地　アルモニーＡ205（住民票上の前住所）三重県桑名市大字赤須賀2013番地
債務者　Ｊカンパニーこと　石垣　充幸
１　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小山　　晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
埼玉県上尾市大字平方4329番地６　リベルタハイツⅡＡ－201
債務者　壽　　守
１　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂入　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２１号
滋賀県近江八幡市南本郷町３丁目43番地102、前住所滋賀県甲賀市水口町山710番地97
債務者　畑　　英和
１　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢田　　圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４１号
愛媛県松山市喜与町２丁目４番地13　フローリッシュ大和502号
債務者　花田　一義
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵜　元
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
秋田市大平台４丁目２番地21
債務者　米澤　有平
１　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原美佐子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
大分市中津留１丁目５番１号
債務者　三重野博之
１　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　保之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
長崎県長崎市恵美須町７番19号　ｄａｎビル403号
債務者　平田真由美
１　決定年月日時　平成29年３月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福島　一代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市清和３丁目12番24号　エスティアム清和202号
債務者　倉野　　亮
１　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　貴志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
和歌山県岩出市川尻193番地の16
債務者　赤井富士雄
１　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸村　祥子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月８日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０１号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目３番18号　プラザ・ドゥ・ペートンＣ206
債務者　大坂　　康
１　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係